

27 貿情セ 調（経提）第1号
平成27年 4月23日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 風木課長殿

安全保障貿易審査課 長濱課長殿

写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿

写) 安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿

写) 安全保障貿易管理課 草刈係長殿

写) 安全保障貿易審査課 柴係長殿

写) 安全保障貿易審査課 高月係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
制度専門委員会 制度・手続分科会
主査 田中 利広

誓約書見直しに関する見解と質問への回答等

「誓約書制度に関する見直しに関する要望等」（26 貿情セ 調（経提）第20号・平成27年 3月31日）に対して、早々にご検討・ご回答をいただき（平成27年4月15日）、ありがとうございます。

ただし、中には不本意な回答や CISTEC への質問も含まれておりましたので、あらためて CISTEC としての見解を示すとともに、ご質問への回答もいたします。

1. 旧誓約書に係る事前同意手続きについて（旧誓約書の読み替え）

<元の要望書の原文>

平成24年度の提出書類通達以前の通達に基づき取得した誓約書では、現在に至るも再移転・再販売（ストック販売を除く、以下同。）に係る事前同意手続きが必要となっています。

新たな提出書類通達に基づく誓約書を取得し直すことは制度上可能となっていますが、新旧両誓約書を既に提出している需要者に関しては、以下の理由により新誓約書を取得せずとも旧誓約書を読み替えることにより、再販売、再移転の際の事前同意を不要としていただくよう要望します。これにより、実効性を保ちつつ、輸出者、需要者の負担が相当軽減されると考えます。

- 1) 新旧両誓約書による手続きを行っている需要者は、既に新誓約書制度に基づく輸出者からの注意事項の説明を受け、これを理解しているものと考えら

れること。

- 2) 個別案件ごとの管理が原則であるところ、需要者側では旧誓約書と新誓約書が案件ごとに混在しているため、一元的な誓約書の手続き管理が困難となっており、意図せざる事前同意手続ミスを誘因する可能性があると考えられ、これを防止すること。

すなわち輸出者Aが需要者Xから旧誓約書と新誓約書の両誓約書を受領している場合、旧誓約書を切換えず新誓約書に読み替えることにより新誓約書と同等の誓約内容が行われたものとみなし、Xは再輸出と最終需要者が確定していない再販売の場合のみ輸出者Aの事前同意を得るものとするよう認めていただきたく要望します。

なお、読替に際しては、輸出者から、読替の通知を需要者に送付し、その内容について了解をする旨の回答を需要者から入手することを条件とします。(添付1： 通知書兼確認書参照)

< 貴省回答 >

← ①「一元的な誓約書の管理が困難」であれば、早急に旧誓約書から新誓約書への切り替えを行うべきである。当該切り替えについては、形式要件が整っていれば、受理する用意はあるところ、月に数件程度しかなされていない。「一元的な誓約書の管理」をしたい、という意向が見受けられないと感じているところ、貴法人としての見解を伺いたい。

②2015年3月9日の貴法人との本件に係る面談において、当方から、“申請社内の輸出管理担当と営業担当とで主張していることが異なっている、つまり、営業担当としては何もきっかけがない中、誓約書の切り替えのみを行うのは避けたい旨述べていると聞いているが、輸出管理担当と営業担当との間における意思の疎通はどうなっているのか”と尋ねたが、その回答を具体的に示されたい。

③当方の独自ヒアリングによると、「需要者に懸念情報があるため旧誓約書に基づく誓約事項を守らせたいため、誓約書の切り替えを敢えて行わない」旨述べている者もいる。それでも新誓約書に基づく「一元的な管理」を要望するかどうか貴法人としての見解を伺いたい。

< CISTEC 見解 >

① に関しては、新旧誓約書の切り替えを平成24年の提出書類通達の施行から切り替えができると説明会やQ&Aで示していたにもかかわらず、経済産業省安全保障貿易審査課からの強いご要請によって、実質2年以上もその手続を控えてきたことが影響していると考えられます。そのご要請については、本来輸出審

査を優先したいとのご意向によるものでしたが、誓約書の制度運用の変更趣旨からも、また企業としての一元的管理の必要性等からも早期に切り替えが期待されたこと、そして説明会、Q&A で明示的なご説明があったことから、産業界としては極めて唐突なご要請だと受け止め、困惑・混乱が生じました。しかし、マンパワーの不足等の中で本来の輸出審査を優先したいので理解・協力をしてほしいとのお話だったため、やむを得ず、切り替え申請を控えてきて、現在に至っているとの経緯があります。そのような経緯であることをどうかまずご理解いただきたいと思います。

昨年从那その手続を受け入れるようになったとはいえ、産業界にそれが周知されていないことが、月数件程度に留まっている最大の理由と思ひますが、下記のように、商談等がない中で、ケースによっては数十件にのぼる大量の誓約書の個別での新旧切り替えがしづらい面もあるものと推測いたします。

②に関しては、個別企業或いは個別案件毎に事情が異なりますが、実務的には商談等を行う機会などを捉えて、新旧誓約書の切り替えを行う場合もあるかと思ひます。このような場合、商談等がないにもかかわらず新旧誓約書の切り替えだけを行うことに対しては「避けたい」という、新旧誓約書の切り替えに否定的と受け取れる意見があるかもしれません。しかし、これはあくまでも切り替えを行うタイミングの話であり、切り替えは個別企業或いは個別案件毎の事情を踏まえて行われるべきものと考えます。今回の要望は、このタイミングを制約するものではなく、営業担当者の意見も新旧誓約書の切り替えそのものを否定するものではないと理解しています。

③に関しては、自主管理として、法令や通達以上の管理をしようとするを CISTEC として止める考えもありません。また、個別企業或いは個別案件毎に事情が異なりますので、すべての案件を一律新誓約書に切り替えることをお願いしているわけではありません。

一方で、新誓約書による一元的管理を望む企業も多くあり、そうした企業のためには、スムーズに切り替えができる手続を示しておくことも必要であると考えます。そのような選択肢の幅を広げたいといひのが、今回の要望の趣旨です。

誓約書の事前同意手続の対象が再移転、再販売まで拡大したのは、平成13年8月からですが、説明会資料には、次のような説明があります。「また、大量破壊兵器関連貨物等の国内での再販売・再移転については、特段、経済産業省の同意を求めているなかったが、国内での再販売・再移転であっても、大量破壊兵器そ

の他の軍事用途に転用される懸念があることから、今後は事前同意の対象とすることとした。」

こうした政策判断を、平成24年4月に見直し、需要者が確定している場合は、従来の再輸出だけに事前同意を絞り込むという緩和措置に転換したわけですが、旧の誓約書の案件を、通達上で「平成13年8月から平成24年3月(一部6月)まで旧誓約書で許可した案件は、平成27年〇月×日をもって、新誓約書に切り替わったものとみなす。」としても、再輸出が事前同意の対象であることは維持できるわけですから、安全保障輸出管理上はなんら問題ないと考えます。

本来、誓約書制度の運用方針が転換された時点で、旧制度下のものを従前通りにしておく意味合いはないはずであり(より性能の高い製品が新誓約書で事前同意対象が限られる一方で、10~20年以上も以前に輸出した旧型機は旧誓約書の厳しい事前同意条件が実質的に継続されるというのは、バランスを失します)、上記のように一律に新制度下の誓約書とみなす旨を通達で規定してもおかしくなかったわけですが、そこは、誓約していることをエンドユーザーに改めて認識させたいとのご判断により、新誓約書に切り替えて再度提出するとの方針になったかと思えます。そのご判断の問題意識自体は、産業界としても理解できる所です。

しかし他方で、旧誓約書の割合が圧倒的多数である中で、一元的に新誓約書制度に基づく運用管理に早期に移行するためには、個別に処理しては膨大な手間がかかります。しかも新規商談などもない中で、相手に一件、一件サインを改めて求めることは現実的ではありませんし、新規商談にも悪影響が出かねません。そこで、貴省の問題意識も反映させる一方で、手続き的負担も軽減させつつ、その実効性が担保できるような運用としてご提案したのが次項の「一括切り替え」の要望です。

誓約書制度については、以前から輸出者の大きな負担となり国際競争面でも不利に働いているとの実情にご理解をいただき、一連の負担軽減につながる合理化措置をこれまで打ち出させていただきました。「そういう誓約書を求めるのは日本企業だけだ」との反発があっても、ご当局のご指示により誓約書を取り付けてきていますが、そういう中で、大量の旧誓約書を新誓約書に切り替える手続き的な負担の膨大さ、新規商談があるわけではない中で相手に個別のサインを強いることの現実性、反発などの事情に、どうかご理解を賜りたいと存じます。

2. 旧誓約書の一括切り替えについて

<元の要望書の原文>

貴省において、1の方法では不十分と判断される場合の提案をいたします。

旧誓約書から新誓約書への切り替えについては、輸出者からの申請手続きが動き出しつつあると聞いております。しかしながら、その実態を見てみると、まだまだ切り替える必要がある件数は多く、切り替え手続きは遅々たるものであると思えます。(添付2：新誓約書への切替え潜在件数リスト(日本工作機械工業会提供)参照。)

<貴省見解>

← 当該切り替えについては、形式要件が整っていれば、受理する用意はあるところ、月に数回程度しかなされていない。「切り替え手続きは遅々たるもの」の背景を示されたい。

<CISTEC 見解>

元の要望書に添付した「日本工作機械工業会」の資料では、まだ1万件以上も旧誓約書の案件が残っていることを指して、「遅々たるもの」と表現したものです。月数件程度の切り替えでは円滑に切り替えが進んでいるとはいえないと思います。是非、先にご説明したこれまでの経緯をご理解いただければ幸いです。

<元の要望書の原文>

貨物等の耐用年数を考えると、自然に性能が満たさなくなる状態になるものを除いても、今後約10年間は、個別案件での新旧誓約書が混在する状態が続くものと予測されます。

このような状態では、需要者に悪意がなくとも、たとえば再移転、再販売が生じたときに、輸出者への事前同意手続きが不要と錯覚することも懸念されます。こうした錯覚を誘因する状態を長期にわたって持続させることは、輸出者・需要者にとって、そして貴省にとっても好ましくはないと考えます。(添付3：旧誓約対象件数(A社、B社提供)参照。)

そこで、切り替え促進の一案として、個別案件ごとに切り替えるのに加えて、一括して切り替える、すなわち需要者ごとに旧誓約書の一覧表を作成し、需要者に「記載の貨物については、以後再輸出とストック販売による再販売の場合のみ輸出者(〇〇株式会社)の事前同意を得ることにいたします。」と宣言させることによって、再販売、再移転の際の事前同意を不要とさせ、これを貴省が「誓約書の変更に関する事前相談書」で承認する、という方法ができないか、ご検討いただきたくお願いいたします。需要者に宣言させることによって、十分誓約内容を理解している

ことも担保できると思われまし、この一括切り替えをすれば、官民ともに手続工数削減が図られます。

(添付4：誓約書の一括切り替え参照。)

なお、書類保存期間を過ぎた案件については、提出書類通達のⅢ1(1)及び2(2)の各(注7)が適用できますが、そうでない案件についても、たとえば輸出許可証の添付ではなく、許可番号の記載で可とするなど柔軟にご対応いただきたくお願いいたします。

< 貴省見解 >

← ①当方の独自ヒアリングによると、「需要者に懸念情報があるため旧誓約書に基づく誓約事項を守らせたいため、誓約書の切り替えを敢えて行わない」旨述べている者もいる。それでも新誓約書に基づく「一元的な管理」を要望するかどうか貴法人としての見解を伺いたい。

②新誓約書においても、再移転・再販売に係る事前同意を誓約させている例もあり、誓約書の追加的誓約事項は案件によって異なる。これを一括に再輸出に係る事前同意のみに変更したいということについて、安全保障の観点からどうお考えか貴法人としての見解を伺いたい。

③例えば、10台の機械を保有する需要者の場合に、1枚の誓約書にサインすることと10枚の誓約書にサインすることとの相違について、メリットとデメリットを挙げた上で、安全保障を踏まえどちらの方がより相応しいかに関して貴法人としての見解を伺いたい。

< CISTEC 見解 >

①に関しては、先に述べたので、繰り返しません。(1の③参照)

②に関しては、「新誓約書においても、再移転・再販売に係る事前同意を誓約させている例もある」とのことですが、それはどういう場合なのか、予測可能性、透明性を高めるためにも類型をお示しいただきたいと思えます。Q&A等で断片的には示されてはいますし、一定の場合には必要だということは理解しますが、商談の円滑な遂行のためには、当局としてのある程度の外形的な類型が示されていることが望ましいところではあります。

そのような前提の下で、旧誓約書の切り替えにおいても、新誓約書制度下でも再移転・再販売も対象とするような場合には、旧誓約書を維持することまで否定しているわけではありません。以前に要望書で、需要者ごとに旧誓約書の一覧を作成して現行の誓約書の変更に関する事前相談書に準じる手続を提案しました(添付4)が、前述の外形的な類型に該当する場合又は新誓約書制度の下で再移転・再販売も事前同意

の対象になっている実績がある場合は、個別に「誓約書の変更に関する事前相談書」の対象にし、切り替えを承認しないということで、セレクトは可能ではないかと考えます。予測可能性を高めるために、新誓約書制度下での運用と同様に、再移転・再販売も事前同意の対象にしておきたい場合（例えば、要注意事業を行っている需要者向けの場合等）を例示いただき、その場合は新旧誓約書の切り替えを認めないということであれば、CISTECとしては異存はありません。

なお、新旧誓約書の切り替えは、貴省の承認を受けることにするので、安全保障上の担保は十分できるのではないかと考えます。誓約書の様式では、貴省から直接、誓約者であるエンドユーザーに問い合わせが行くことがあり得る旨注記されていますので、万一、懸念があるのであれば、直接ご照会いただくことも選択肢としてはあるのではないかと思います。

③に関しては、10台の機械を保有する需要者に新誓約書の趣旨を説明し、理解いただいた上で誓約書にサインをもらうもので、1台ごとに誓約書にサインをもらうのも、10台で1枚の誓約書をもらうのも安全保障上の違いはないと考えます。むしろ重要なのは、新しい誓約書の趣旨を需要者に十分理解いただくことだと考えており、10台で10枚の誓約書にサインさせるというような相手に無用の負担と反発を招きかねない非効率的な運用は避けるべきだと考えます。

3. 展示会への出品等のために積み戻し前提で輸出する場合の誓約書及び事前同意の取扱い

< 貴省回答 >

← ①日本に積み戻すことを前提に許可を得て、展示会等へ出展したものの、積み戻す前に引き合いがあり売却することになった場合、どうすべきかお考えを示されたい。

なお、提出書類通達のⅢ 1 (2) の④に規定している内容は、「我が国又は・・・経済産業省からの特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることを不要とします。」というものであり、全ての案件が事前同意の対象外ではない。

< CISTEC 見解 >

貴省が示されたケースは、日本に積み戻す旨の許可条件が付されることとなりますが、輸出者は積み戻すという許可条件が履行できないため、この場合は、運用通達の別表第4「輸出関係書類の訂正又は変更」の「3 税関の輸出許可後における輸出関係書類の訂正又は変更」に従った手続をする必要があります。ここに、「ただし、外為法第67条第1項の規定により輸出の許可・・・に付された条件の変更は、・・・認めることがある。」とあります。貴省は、輸出者

からの許可条件の変更願とともに提出された需要者の概要や誓約書等を審査できますので、輸出許可申請時の誓約書の提出及びこれに基づく事前同意は行わなくてもなんら問題はないと考えます。貴省が条件の変更を認めたら、輸出者は売却ができ、条件の変更を認めなければ輸出者は売却できなくなります。（わが国の需要者への売却は、積戻しすることになるので可能。）

提出書類通達のⅢ 1（2）の④を引用したのは、「い地域①」に再輸出する場合であっても経済産業省から「特に指示のあるもの」は事前同意相談の対象とする旨記載されていますが、「い地域①」に売却する場合であっても許可条件の変更手続きは必要になることから、「特に指示のあるもの」をチェックすることは可能であり、誓約書の提出及び事前同意は不要と考えます。

あらためてご検討いただきたく、お願いいたします。

4. 誓約書の署名者に関する要望

<貴省回答>

← 本件は検討に時間を要するのでお待ち頂きたい。

<CISTEC 見解>

期待してお待ちしています。

5. 誓約書の様式及び注意事項に中国語版を作成いただく件（要望）

<貴省回答>

← 2015年3月9日の貴法人との面談で申し上げたが、提出書類通達は公表しており、その仮訳として貴法人が中国語版を作成することは止めない。

<CISTEC 見解>

ありがとうございます。CISTEC で作成し、HP に掲載する方向で検討します。

なお、掲載後に貴省「安全保障貿易管理」のQ&Aの「貨物全般」の「4 誓約書」の「▲A 1」に「なお、最終需要者が理解できるように英語様式も用意しています。」とありますが、ここに続けて「また、CISTEC では中国語圏の需要者のために中国語版の誓約書と『最終用途誓約書に係る注意事項』を掲載しておりますので、参考にしてください。ただし、正式な誓約書は和文か英文のものになります。」と輸出者への案内を掲載するようにお願いいたします。

6. 炭素繊維の追加的誓約事項に関する事前同意不要の場合の明確化（要望）

<元の要望書の原文>

- 1) 個別許可を使って炭素繊維を中国向けに輸出し、その輸出先等がプリプレグに加工し、再販売することが予め判明している場合、申請内容明細書の「6. 需要の概要」別紙に予定販売先を記載すれば、その販売先に売る場合に事前同意は不要であることが貴省の見解として示されています。

（なお、当然のことながら、当該プリプレグが非該当の場合は、事前同意の対象外であることも示されています。）

<貴省質問>

← 「貴省の見解として示されています。」の根拠を示されたい。

- 2) ただし、「最終用途誓約書」（様式2(2-17)）の第3節(f)追加的誓約事項の箇所には「ただし、やむを得ず該当貨物等、その複製、貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用权を国内の第三者に移転又は再輸出するときには、我々は、第1節(a)で示した輸出者から書面による事前同意を得ます。」とあり、予定販売先は誓約書上では明確ではありません。（添付5：現行の誓約書参照。）申請内容明細書と合わせて読むことで、予定販売先に販売又は再輸出する場合、事前同意が不要であると解釈していいということになっています。（提出書類通達別記1(ク)(4)参照）

<貴省質問>

← 「事前同意が不要であると解釈していいということになっています。」の根拠を示されたい。

しかしながら、そのような解釈は、少なくとも提出書類には明示的には規定されておらず、需要者や輸出者の担当者が変更になったときに、そのような解釈が引き継がれず、予定販売先に販売又は再輸出するにしても事前同意を求めなくてはならないというように錯覚する懸念があります。誓約書は誤解のないようにしておく必要があります。

誓約書の（様式3）の場合は、別記2誓約書の記載要領の「4 追加的誓約事項」の①最終需要者が確定していない場合であって予定又は想定する販売先を特定できる場合として、「[予定された又は想定される最終需要者]にのみに販売されます。ここに示した販売先に再販売又は再輸出するときには事前同意の対象としません。」という事例が示されています。

したがって、（様式2）の誓約書でも「予定販売先名」を明記し、「・・・（予定販売先名）以外の国内の第三者に移転又は再輸出しません。ただし、やむを得ず該当貨物等、その複製の所有権・使用权を国内の第三者に移転又は再輸出するとき、また貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォームの所有権・使用

権を上記予定販売先以外の国内の第三者に移転又は再輸出するときには、我々は、第1節(a)で示した輸出者から書面による事前同意を得ます。」とするように提出書類通達又はQ&Aで明確にすることを要望します。(添付6：修正案誓約書参照)

<CISTEC 回答>

これら解釈は、貴省の窓口にて担当官から示された解釈です。当方は、この解釈は合理的であると評価しており、それならば、窓口だけに留めずに、広く知らしめるべきものとして、要望をしたものです。この要望は、これら解釈を明示的に示していただきたいという、しごく当然のことと考えます。

なお、当該プリプレグ等が非該当である場合は事前同意の対象にならないという解釈は、逆の表現ではあるが、貴省HPの「申請手続き」から導かれる誓約書様式2(2-17)の追加的な誓約事項等が「また、第2節で示す貨物等を用いて製造したプリプレグ及びプリフォーム(輸出令別表第1の2項又は4項に該当するものに限る。)を再輸出しません、と下線の部分が平成27年4月(?)に変更されていることから、ご理解いただけると思います。

以上